



山形県 特定不妊治療費助成制度

令和3年1月以降治療終了分から
助成内容が拡充します

(詳細は、中をご覧ください→)

治療の種類・内容

○体外受精 ○顕微授精 ○男性不妊治療(精子を採取する手術)

治療内容 (目安)	採卵まで		採精(夫)	受精(培養)	胚移植						妊娠の確認
	(点鼻薬、注射)	採卵			新鮮胚移植		胚凍結	凍結胚移植			
					胚移植	黄体期補充療法		薬品投与	胚移植	黄体期補充療法	
A.新鮮胚移植											
B.凍結胚移植											
C.以前に凍結した胚を解凍して胚移植											
D.体調不良等により治療終了											
E.受精できず、または異常受精等により中止											
F.採卵したが状態のよい卵が得られないため中止											

助成対象者

○申請日現在、県内に住所があり、指定医療機関で特定不妊治療を行っている夫婦

○治療開始日の妻の年齢が43歳未満であること

(※43歳の誕生日以降に開始した治療は対象外です。)

○令和3年1月1日以降に治療を終了した方

※事実婚関係にある方も対象となります。

助成回数

初めて受けた助成の、治療開始時の妻の年齢が

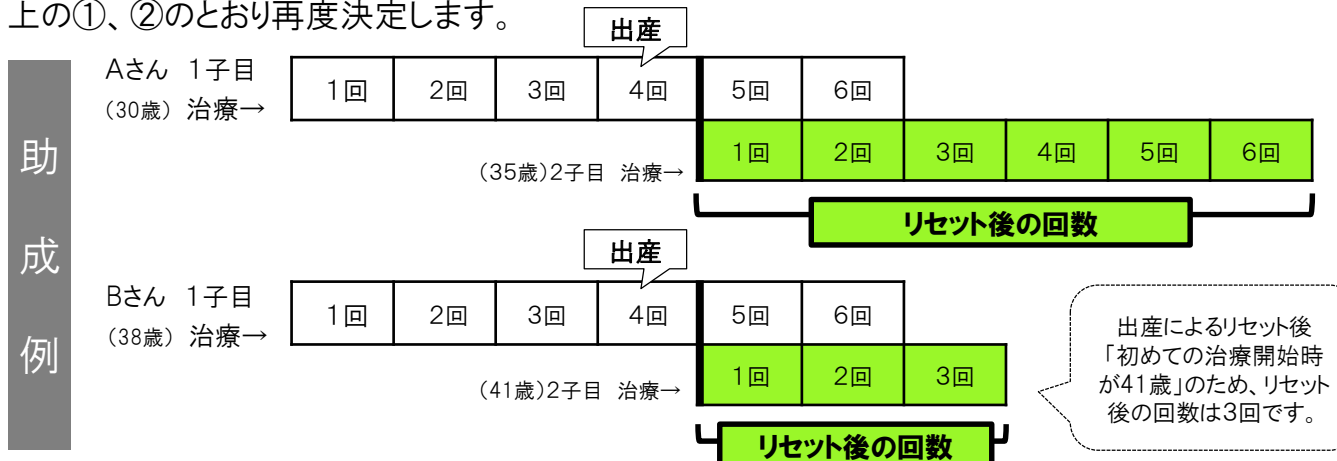
①39歳以下 → 通算 6回 まで

②40歳以上 → 通算 3回 まで

◆助成回数のリセット◆

助成を受けた後、出産または妊娠12週以降に死産に至った場合に、これまでの助成回数をリセットすることができます。(戸籍謄本または死産届等により確認します。)

リセット後の助成上限回数は、リセット後に初めて受ける助成の、治療開始時の妻の年齢で上の①、②のとおり再度決定します。



助成上限金額

- 治療内容 A・B・D・E : 30万円
- 治療内容 C・F : 10万円
- 男性不妊治療 : 30万円 ※ABDEFの治療の一環として治療を行った場合

必要書類

【申請するすべての方】

- ①特定不妊治療費助成事業申請書
- ②特定不妊治療費助成事業受診等証明書
※治療費の領収書及び明細書を添付してください。(原本)
※受診等証明書はお返ししませんので、市町村の助成金申請に必要な方は、あらかじめコピーをお取りください。
- ③戸籍謄本
※3か月以内に発行されたものに限りです。
※初回は必ず必要です。2回目以降、住民票等で夫婦関係が確認できる場合は省略可です。
- ④住民票謄本(続柄、本籍、筆頭者の記載があるもの)
※3か月以内に発行されたものに限りです。
- ⑤振込口座の通帳の写し(表紙及び見開き1ページ目)
※2回目以降、口座の変更がない場合は省略できます。

【助成回数のリセットを希望される方】

- (出産による場合)戸籍謄本等
- (死産による場合)死産届や母子健康手帳の「出産の状態」ページの写し等

【事実婚関係にある方】

- 事実婚関係に関する申立書

【※令和3年3月に申請をする方】

- ①夫婦それぞれの所得を証明する書類
➡市区町村が発行する令和2年度(令和元年分)所得課税証明書(源泉徴収票は不可)
※所得額及び所得控除額が記載されているものを提出してください。所得がない場合も提出が必要です。
- ②所得額算出表

申請方法

- 原則として、治療終了日から2か月後の月末までに、お住まいの地域の保健所に、直接または郵送にて申請してください。各種証明書の交付に時間がかかる場合など、申請期限に間に合わない場合は、事前に保健所にご相談ください。
- 山形市に住所がある方は、山形市用の申請書類をご準備のうえ、山形市母子保健課(山形市保健所内)に申請してください。

助成金の決定及び振込

概ね、申請書を受理した月の翌月下旬に決定通知書が送付され、月末に申請書に記載された口座に振り込みます。ただし、書類の確認等により振り込みが遅くなる場合があります。

指定医療機関

山形県内には以下5つの指定医療機関があります。また、県外の指定医療機関で受けた治療も助成対象です。

- 山形大学医学部附属病院(山形市飯田西2-2-2)
- 済生会山形済生病院(山形市沖町79-1)
- 川越医院(山形市大手町9-25)
- ゆめクリニック(米沢市東3-9-3)
- すこやかレディースクリニック(鶴岡市東原町19-27)

お問い合わせ先

■山形市以外の市町村に住所がある方

- 村山総合支庁(村山保健所)子ども家庭支援課 保健支援担当 TEL 023-627-1203
〒990-0031 山形市十日町1-6-6
- 最上総合支庁(最上保健所)子ども家庭支援課 母子保健担当 TEL 0233-29-1361
〒996-0002 新庄市金沢字大道上2034
- 置賜総合支庁(置賜保健所)子ども家庭支援課 保健支援担当 TEL 0238-22-3205
〒992-0012 米沢市金池7-1-50
- 庄内総合支庁(庄内保健所)子ども家庭支援課 母子保健担当 TEL 0235-66-5653
〒997-1392 東田川郡三川町大字横山字袖東19-1
- 山形県庁 子ども家庭課 母子保健担当 TEL 023-630-2263

■山形市に住所がある方

- 山形市母子保健課(山形市保健所内)
〒990-8580 山形市城南町1-1-1(霞城セントラル内) TEL 023-647-2280

* * 不妊専門相談センター * *

山形県では、山形大学医学部附属病院に委託して、面接又は電話による相談を実施しています。お気軽にご利用ください。

- 1 相談方法 面接及び電話相談
- 2 相談日 毎週 火・金曜日
- 3 予約受付番号 023-628-5571【受付時間 月・水・金 9:00~12:00】
- 4 相談担当者 産科婦人科の専門医師
- 5 相談場所 山形大学医学部附属病院 産科婦人科(山形市飯田西2-2-2)

※相談は無料ですが、電話相談の場合、電話代は相談者にご負担いただきます。

秘密は厳守いたします